

シリーズ世界遺産 ③

世界遺産登録への流れ

はじめに

人類共通の遺産である「世界遺産」。この世界遺産に登録されるためには、以前に紹介した登録の基準をクリアしていることなど、いくつかの要件を満たしている必要があります。では、具体的に登録するには、どのような経過を経て世界遺産に登録されるのでしょうか。今回は世界遺産に登録されるまでの流れを紹介しましょう。

「世界遺産条約」の締結

世界遺産に登録されるためには、まずその国が「世界遺産条約」を締結していることが必要です。我が国は一九九二年に締結を結んでおり、すでに文化遺産が一四箇所、自然遺産が三箇所の世界遺産が登録されています。さらに暫定リストには四箇所の候補があり、「平泉の文化遺産」と「石見銀山遺跡との文化的景観」は世界遺産登録の推薦が決定

しています。

国内法による保護体制

世界遺産に登録される物件は、その国の法律で守られていること、つまり文化財保護法で保護されている必要があります。奈良の正倉院などは、世界遺産に登録される前は宮内庁の管轄する建物で、文化財の指定を受けていませんでした。しかし、世界遺産に登録するにあたって、宮内庁と文化庁との協議の結果、史跡東大寺旧境内地の一部に含まれることになり、建物自体は国宝指定を受けることになりました。これによって正倉院も世界遺産に含まれることになったのです。

登録基準

前回は紹介した、世界遺産（文化遺産）の六つの登録基準のうち、いずれかひとつ以上の基準を満たす必要があります。さらに、最近では「負

の遺産」「文化的景観」も重要視されています。

暫定リスト搭載

こうして、世界遺産として推薦する条件を整えば、まずその国内で遺産になりうる候補としての「暫定リスト」を作成し、これをユネスコ世界遺産センター（フランス）に提出します。このリストに掲載されるためには専門家によって、それが登録基準や条約が定める「普遍的価値」に値するかを委員会が審査され、文化遺産なら文化庁が、自然遺産なら環境省が林野庁が暫定リストに物件を選定します。

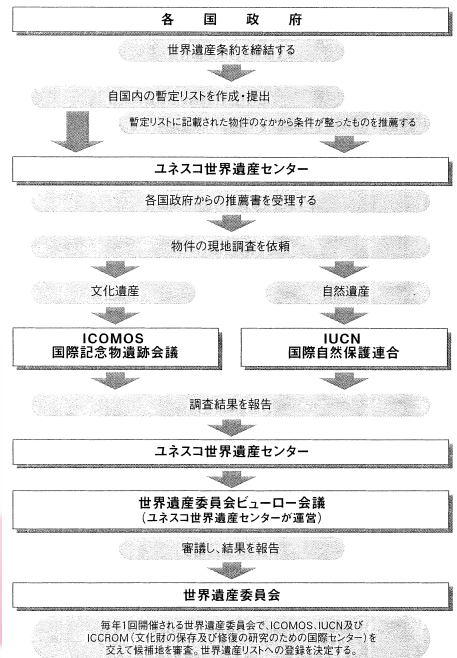
世界遺産センターへ登録

暫定リストに掲載された物件のうち、条件が整ったものをユネスコ世界遺産センターに推薦することになります。原則として一国につき、一年に二物件と決められています。

センターで受理された推薦

書は、その後ICOMOSあるいはIUCNに現地調査を依頼し、物件の価値や保存状態、今後の保護管理計画のな

世界遺産に登録されるまで



どの評価を報告書にまとめ、センターに提出します。

この報告書を基に「世界遺産委員会ビューロー会議」で世界遺産としてふさわしいかどうかを事前審議し、最終調整をして、毎年七月に開催される「世界遺産委員会」で審査し、世界遺産リストへの登録を決定します。

登録後の義務と責任

世界遺産に登録されると、これで世界に誇る人類共通の遺産と認められることになりませんが、同時にその国は遺産を継続的に守らなければならぬ責任を負うことになります。仮に遺産としての価値が

著しく損なわれる状況になった場合、世界遺産としての登録は抹消されてしまいます。

また、遺産の質が低下した場合、保有国はユネスコ世界遺産センターに報告することを義務づけられており、六年ごとに、定期的に遺産の状況を報告することにもなっています。

このように世界遺産になるには、各段階で慎重な審査があり、世界に誇る本物の遺産であることが、検証されていると同時に、世界に対して遺産の保護を約束することになります。